

府子本第676号  
令和4年6月8日

公益財団法人児童育成協会  
理事長 鈴木 一光 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官  
藤原 朋子

### 企業主導型保育事業実施者の財務健全性の把握について

企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法に基づく仕事・子育て両立支援事業として創設され、以降、多様な働き方に対応した子育て支援として、企業による従業員のための保育施設の設置・運営を推進してきたところである。

企業主導型保育施設の継続的かつ安定的な実施には、事業実施者の経営基盤及び財務状況が大きく影響し、財務健全性が確保されていることが極めて重要であることから、従前より実施している審査や指導・監査等に加えて、事業実施者の財務健全性が確保されているか早急に確認を行い、本事業の継続的かつ安定的な実施に資するよう万全を期されたい。